

公立大学法人横浜市立大学学長選考等規程

制 定 平成 17 年 9 月 28 日 規程第 91 号
最近改正 令和元年 8 月 1 日 規程第 15 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学の学長選考、学長任期及び学長解任に関し、公立大学法人横浜市立大学定款及び公立大学法人横浜市立大学学長選考会議規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(選考時期)

第2条 学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号の一に該当する場合に学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が辞任を申し出たとき
- (3) 学長が欠員となったとき
- (4) 学長が解任されたとき

2 選考会議は、学長を選考するにあたっては、前項第1号に該当する場合は任期満了日の4ヶ月前までに、同項第2号から第4号に該当する場合はその理由の生じた後速やかに、選考の開始を公示しなければならない。

3 公示は、横浜市立大学ホームページ内の学内専用情報に掲示することをもって公示とする。

4 公示する内容は、次のとおりとする。

- ① 選考の方針
- ② 選考手続きの概要
- ③ 選考日程

(選考の基準)

第3条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、横浜市立大学（以下「本学」という。）における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

(学長候補者の推薦)

第4条 学長を選考するにあたって、経営審議会及び教育研究審議会は、各2名以内の学長候補者を推薦することができる。なお、経営審議会及び教育研究審議会より選出された選考会議の委員は、候補者を推薦する過程に関わることはできない。

2 本学の専任の教授及び准教授は、選考会議に対し、15名以上の推薦人（以下「推薦人」という。）の連名により、別記様式1の推薦書により学長候補者を推薦することができる。ただし、複数の学長候補者の推薦人になることはできない。また、選考会議の委員は、推薦人になることはできない。

3 推荐された学長候補者は、別記様式2の履歴書及び別記様式3の所信表明書を合わせて提出しなければならない。

(選考の方法)

第5条 選考会議は、前条により推薦された学長候補者の中から、書類審査及び面接を行い、学長を選考する。

(任期)

第6条 本規程により選考された学長の任期は4年とし、1回に限り再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は2年とする。

(解任申出の理由)

第7条 選考会議は、次の各号の一に該当する場合には、理事長に対して学長解任の申し出を行うことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) その他、職務の遂行が適当でないため本学の業務実績が悪化した場合で、学長としての職務を行わせることが適切でないと認められるとき。

(解任申出の決定の手続き)

第8条 経営審議会又は教育研究審議会から前条各号の一に該当するものとして、選考会議に対して学長解任の要求があった場合には、選考会議は、これに十分な理由があると認められるか否かについて審議を行う。

2 前項に定めるほか、選考会議は、前条各号の一に該当するおそれがあると認める場合には、審議を行うことができる。

3 選考会議は、審議を行うに際して、学長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

4 選考会議は、審議の結果、前条各号の一に該当する十分な理由があると認めた場合には、理事長に対し学長解任の申出の決定を行う。

(その他)

第9条 この規程を改正するときは、選考会議の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成17年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第15号）

この規程は、令和元年8月1日から施行する。